

議案第18号

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

多可町福祉医療費助成条例（平成29年多可町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町福祉医療費助成条例（平成29年多可町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「公的年金」を「公的年金等」に、「同条第4項中」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中」に改める。

第3条第1項第3号中「同法附則第5条の4の2第6項」を「同法附則第5条の4の2第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第2条第19号の改正規定（「同条第4項中」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中」に改める部分に限る。）は、令和2年1月1日から適用する。

多可町福祉医療費助成条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（多可町税条例（平成17年多可町条例第54号）第51条第1項で定めるところにより町民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。以下、「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する<u>公的年金</u>の支給を受ける者については、<u>同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。</u>）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(20) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（多可町税条例（平成17年多可町条例第54号）第51条第1項で定めるところにより町民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。以下、「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する<u>公的年金等</u>の支給を受ける者については、<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。</u>）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(20) (略)</p>

現 行	改 正
<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者（養育者がいない場合は、当該遺児とする。以下同じ。）とする。ただし、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者にあつては、次の要件を備えている者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害者については、障害者及び配偶者並びに障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその障害者の生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、<u>同法附則第5条の4の2第6項</u>及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）の合計額が23万5千円未満であること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者（養育者がいない場合は、当該遺児とする。以下同じ。）とする。ただし、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者にあつては、次の要件を備えている者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害者については、障害者及び配偶者並びに障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその障害者の生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、<u>同法附則第5条の4の2第5項</u>及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）の合計額が23万5千円未満であること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>